

報告第16号

自動車交通事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車交通事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年5月9日提出

矢巾町長 高橋昌造

## 専 決 処 分 書

自動車交通事故による損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年4月30日

矢巾町長 高 橋 昌 造

### 記

1 事故名

自動車交通事故

2 事故発生日時

令和6年1月12日（金）午後3時10分頃

3 事故発生場所

矢巾町大字南矢幅第8地割地内

4 和解及び損害賠償の相手方

5 損害賠償の原因

公用車を町職員が運転中、後方の安全確認不足により、車両後方の建物に設置された雨樋に接触し、破損させたものである。

6 和解の内容

損害賠償の額は、7に定めるとおりとし、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

7 損害賠償の額

176,000円